

公 告

白石町有財産売却の「一般競争入札」を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び白石町財務規則（平成17年白石町規則第43号）第80条の規定により次のとおり公告する。

令和7年10月 1日

白石町長 田 島 健



1 入札に付する物件

物件 番号	所在地	地目	面積（公 簿）（㎡）	予定価格
①	白石町大字東郷字一本松 2474 番 1 【町営中郷住宅跡地】	宅地	1413.18	11,000,000 円

※予定価格とは、あらかじめ町が定めた最低売払価格をいう。

※売買物件は、現状有姿のままでの売却とする。

※売却物件の土壌汚染、地下埋設物及び地盤調査は行っていない。

※現地説明会は実施しない（応募者にて事前確認すること。）。

2 入札の参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができない。

- (1) 一般競争入札参加申込書を提出していない者
- (2) 納付すべき市町村民税の滞納がある者
- (3) 白石町が定める一般競争入札案内書の内容を承諾せず遵守できない者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者
- (5) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類する目的で使用しようとする者
- (6) 自己又は自社の役員等が次のいずれかに該当する者である場合、及び、次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人の場合
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

3 入札参加申込み

- (1) 申込期間 令和7年10月1日(水)から令和7年10月31日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 申込場所 〒849-1192 杵島郡白石町大字福田1247番地1
白石町役場 企画財政課 財産管理係
電話番号 0952-84-7112
- (3) 申込方法 持参及び郵送(郵送の場合は10月31日(金)17時まで必着)
- (4) 提出書類
 - ア 町有地売却一般競争入札参加申込書
 - イ 入札参加者の住所地又は所在地における市町村税完納証明書
 - ウ 誓約書
 - エ 住民票(法人の場合は商業法人登記事項全部証明書)
 - オ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
 - カ 役員一覧(法人のみ)

4 入札保証金

入札参加希望者は、入札金額の100分の5以上の額の現金を入札当日持参すること。

入札保証金は、落札しなかった者には入札当日に返還する。また、落札者の入札保証金は、その全額を契約保証金に充当する。

落札者が売買契約を締結しないときは、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は町に帰属する。

5 入札及び開札を行う日時・場所

- (1) 入札日時 令和7年11月26日(水)
受 付 9時30分から9時50分まで 入札 10時00分から
入札会場 白石町役場 3階 会議室5

6 入札手続に関する事項

- (1) 入札には、競争入札参加申込者本人が直接参加し、入札しなければならない。ただし、申込者の委任を受けて参加する者は、それを証する委任状等を提出しなければならない。
- (2) 入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加することができない。
- (3) 参加者が1人であっても、入札を行う。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札
- (2) 不正行為により行った入札

- (3) 入札書に金額及び記名押印のない入札又は記載事項の確認ができない入札
- (4) 入札保証金を納入しない者の入札
- (5) 入札書の金額が入札保証金の20倍を超える入札
- (6) 同一人がした2以上の入札
- (7) 代理人でその資格のないもののした入札
- (8) 記載事項を訂正し、挿入し、又は削除した場合に、その箇所に押印のない入札（ただし、入札金額の訂正はできない。）
- (9) 「入札案内書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

8 入札の中止等

- (1) 入札参加者及びこれに関係を有する者が、共謀、結託その他不正を行い、又は行おうとしていると認めたときは入札を中止する。
- (2) 天変地異その他やむを得ない事情が発生した場合は入札を延期し、又は取りやめることがある。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

9 落札者の決定

入札物件ごとに、町が定めた予定価格以上の最高価格で入札した者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、抽選により落札者を決定する。入札結果は、個人、法人の別及び落札金額をホームページで公表する。

10 契約の締結

落札者との売買契約は、落札者の決定後7日以内（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。）に締結する。なお、契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とする。

1.1 契約保証金

売買代金を契約と同時に納入する場合は契約保証金は徴さず、入札保証金は売買代金へ全額充当する。代金を後納する場合は、契約の履行を保証するため契約金額の100分の10に相当する額から充当した入札保証金を差し引いた金額を契約保証金として納入する。

落札者が契約を履行しない場合、契約保証金は白石町へ帰属する。

1.2 売買代金の支払い方法

落札者は、売買契約の締結後30日以内に売買代金と契約保証金との差額を町が発行する納入通知書で納付すること。

1.3 契約上の条件

- (1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 暴力団事務所用地としての利用等の禁止

落札者は、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害する恐れがある団体等であることが指定されている者の事務所若しくはこれに類するものの用に供し、又はこれらの用に供さ

れることを知りながら所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

イ 風俗営業等用地としての利用禁止

落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

（2） 土地利用条件について

売買契約締結後から5年以内に、戸建て又は共同住宅の用途に供すること。

（3） 実地調査

（1）の履行状況を確認するため、白石町は必要があると認めるときは実地の調査をし、又は必要な報告を求めることができるものとし、落札者はその調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（4） 違約金

落札者は、（1）の条件に違反した場合は、売買代金の3割に相当する金額を、同じく（2）の条件に違反した場合は1割に相当する金額を、誓約書の内容が事実と反することが判明した場合等には1割に相当する金額を違約金として白石町に支払わなければならない。

1.4 所有権の移転及び売買物件の引渡し

所有権の移転は、売買代金全額の支払いがあった日とし、同時に売買物件を原状有姿のまま引き渡す。所有権の移転登記は町が行い、登記に必要な登録免許税は落札者の負担とする。

1.5 その他の事項

- （1） 物件詳細事項の記載事項については、調査時点における一般的な調査内容を記載したもので現時点において変更されている場合がある。現況と相違している場合は、現況が優先する。
- （2） 売買契約締結時から売買物件の引き渡しの日までの間において、町の責めに帰すことのできない理由により、売買物件の滅失、毀損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の責任とする。また、売買代金の減額を請求することはできない。
- （3） 入札者及び代理人が使用する印鑑は実印とし、各書類とも同じものを使用すること。
- （4） 詳細は、入札案内書による。

1.6 入札案内書等の配布場所及び入札に関する問い合わせ先

〒849-1192 佐賀県杵島郡白石町大字福田1247番地1

白石町 企画財政課財産管理係（☎0952-84-7112 直通）